

令和8年（2026年）

第3回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4719

第1版 2026.8.20 調製

令和 8 年(2026年)第 3 回町田市議会定例会日程一覧表

※ 8 月 20 日(木) 告示 議案配付 議会運営委員会

※ 8 月 24 日(月) 正午 一般質問通告締切

※ 8 月 24 日(月) 午後 2 時～午後 5 時 一般質問打ち合わせ

8 月 25 日(火) 午前 10 時～午後 5 時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
8	27	木	本 会 議 議会運営委員会	報告第 6 号 _____ 提案理由説明—質疑—表決 第 7 9 号議案 _____ 第 8 1 号議案 _____ 提案理由説明—質疑—付託 第 6 6 号議案 _____ 常任委員会審査報告 _____ 質疑—表決 第 6 8 号議案～第 7 8 号議案、 第 8 0 号議案、 第 8 2 号議案～第 9 0 号議案 _____ 提案理由説明 認定第 1 号～認定第 3 号 _____	請願・陳情受付締切 午後 5 時
			常任委員会	建設	
	28	金	議案説明会 全員協議会		
	29	⊕			
	30	⊕			
	31	月	議 案 調 査		
9	1	火	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時 5 0 分
	2	水	本 会 議	一般質問	
	3	木	本 会 議	一般質問	
	4	金	本 会 議	一般質問	
	5	⊕			
	6	⊕			
	7	月	本 会 議	一般質問	
	8	火	本 会 議 議会運営委員会	第 7 4 号議案～第 7 8 号議案、 第 8 0 号議案、 第 8 2 号議案～第 9 0 号議案 第 6 8 号議案～第 7 3 号議案 _____ 質疑—付託 認定第 1 号～認定第 3 号 _____ 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	9	水	常任委員会	総務・健康福祉	
	10	木	常任委員会	総務・健康福祉	
	11	金	常任委員会	文教社会・建設	
	12	⊕			
	13	⊕			
	14	月	常任委員会	文教社会・建設	総務常任委員会・健康福祉常任委員会の決算附帯決議提出締切 午後零時 5 0 分
	15	火	常任委員会	常任委員会予備日	

月	日	曜日	会 議 種 別	摘 要	備 考
9	16	水	常任委員会	総務・健康福祉（意見集約）	文教社会常任委員会・建設常任委員会の決算附帯決議提出締切 午後零時50分
	17	木	議 事 整 理		
	18	金	常任委員会	文教社会・建設（意見集約）	
	19	①			
	20	②			
	21	③			
	22	④			
	23	⑤			
	24	木	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の議員提出議案提出締切 午後零時50分
	25	金	議 事 整 理		
	26	①			
	27	②			
	28	月	議 事 整 理		
	29	火	議 事 整 理		
	30	水	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

令和 8 年第 3 回定例会は、8 月 2 7 日（木）に招集され、9 月 3 0 日（水）までの 3 5 日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算 8 件、条例 5 件、その他が 1 6 件の予定です。

予算案は、令和 8 年度（2 0 2 6 年度）町田市一般会計補正予算（第 2 号）など、条例案は、町田市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例などが審議される予定です。

◆ 議案の内容 ◆

第 6 6 号議案	令和 8 年度（2 0 2 6 年度）町田市一般会計補正予算（第 2 号）
第 6 7 号議案	令和 8 年度（2 0 2 6 年度）町田市一般会計補正予算（第 3 号）
第 6 8 号議案	令和 8 年度（2 0 2 6 年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）
第 6 9 号議案	令和 8 年度（2 0 2 6 年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）
第 7 0 号議案	令和 8 年度（2 0 2 6 年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）
第 7 1 号議案	令和 8 年度（2 0 2 6 年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（第 1 号）
第 7 2 号議案	令和 8 年度（2 0 2 6 年度）町田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 7 3 号議案	令和 8 年度（2 0 2 6 年度）町田市病院事業会計補正予算（第 1 号）
第 7 4 号議案	町田市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例
第 7 5 号議案	町田市印鑑条例の一部を改正する条例
第 7 6 号議案	町田市市民農園条例を廃止する条例
第 7 7 号議案	町田市七国山ファーマーズセンター条例を廃止する条例
第 7 8 号議案	町田市景観条例の一部を改正する条例
第 7 9 号議案	東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
第 8 0 号議案	市民文学館ことばらんど機械設備改修工事請負契約
第 8 1 号議案	鶴川駅南北自由通路昇降設備等整備工事請負契約

- 第 8 2 号議案 町田市立町田第五小学校ほか 1 0 校給食室空気調和
設備設置工事（設計施工一括発注方式）請負契約
- 第 8 3 号議案 小山市民センター電気設備改修工事請負契約の変更
契約
- 第 8 4 号議案 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の
住居表示の方法
- 第 8 5 号議案 市道路線の認定について
- 第 8 6 号議案 市道路線の廃止について
- 第 8 7 号議案 町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館の指定管
理者の指定について
- 第 8 8 号議案 町田市立室内プールの指定管理者の指定について
- 第 8 9 号議案 木曽子どもクラブの指定管理者の指定について
- 第 9 0 号議案 町田市立鶴川駅前図書館の指定管理者の指定につい
て

【報告承認案件】

- 報告第 6 号 道路上における物損事故に係る損害賠償額の専決処
分の承認を求めることについて

【認定】

- 認定第 1 号 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市一般会計・特別
会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市下水道事業会計
決算認定について
- 認定第 3 号 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市病院事業会計決
算認定について

令和8年度（2026年度）
9月補正予算（第2号）

9月補正予算の概要

9月補正予算では、中東情勢に伴う指定収集袋の原材料費等の高騰を受け、購入単価の改定が必要となったことから、事業費を補正します。

一般会計	0千円
特別会計	0千円
計	0千円

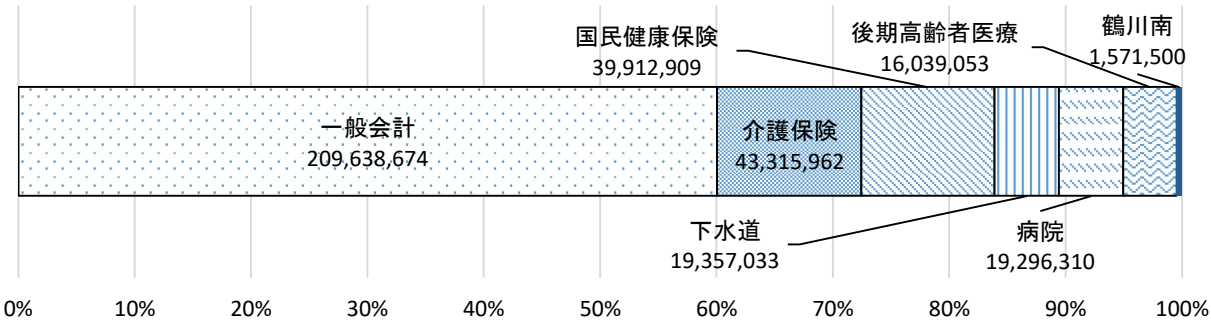
一般会計補正予算の内容

- | | |
|-----------------------|------------|
| ・ 指定収集袋購入事業 | 7,517万7千円 |
| ・ 廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金 | △7,517万7千円 |

2026年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前額		補正額	補正後額	
			構成比 (%)			構成比 (%)
一 般 会 計		209,638,674	60.0	0	209,638,674	60.0
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	39,912,909	11.4	0	39,912,909	11.4
	介 護 保 険 事 業 会 計	43,315,962	12.4	0	43,315,962	12.4
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	16,039,053	4.6	0	16,039,053	4.6
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	1,571,500	0.5	0	1,571,500	0.5
	下 水 道 事 業 会 計	19,357,033	5.6	0	19,357,033	5.6
	収 益 的	12,505,412	3.6	0	12,505,412	3.6
	資 本 的	6,851,621	2.0	0	6,851,621	2.0
	病 院 事 業 会 計	19,296,310	5.5	0	19,296,310	5.5
	収 益 的	17,081,469	4.9	0	17,081,469	4.9
	資 本 的	2,214,841	0.6	0	2,214,841	0.6
	小 計	139,492,767	40.0	0	139,492,767	40.0
合 計		349,131,441	100.0	0	349,131,441	100.0

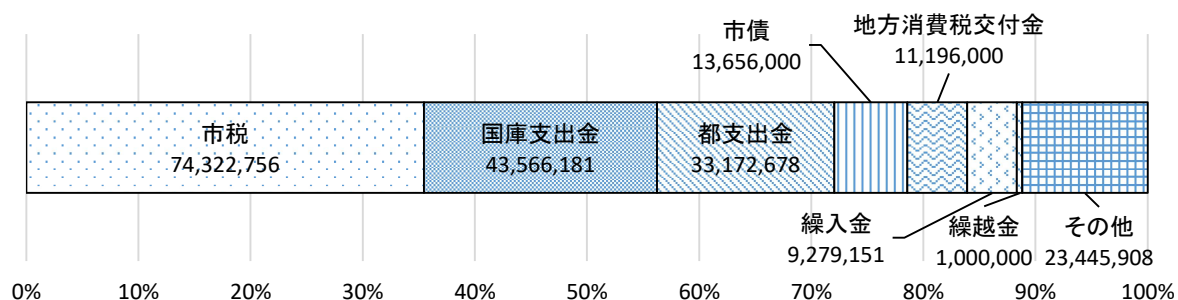


○ 一般会計の補正額は0千円で、増減はありません。

2026年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

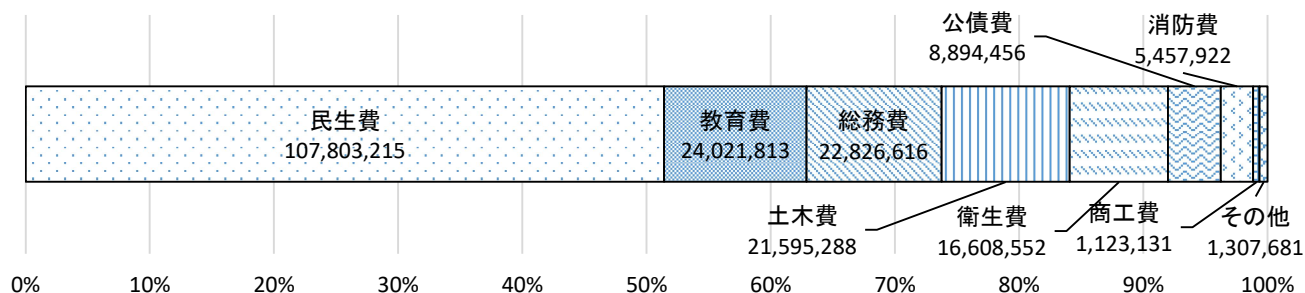
款	補正前額		補正額	補正後額	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	74,322,756	35.5	—	74,322,756	35.5
2. 地 方 譲 与 税	743,000	0.4	—	743,000	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	401,000	0.2	—	401,000	0.2
4. 配 当 割 交 付 金	981,000	0.5	—	981,000	0.5
5. 株式等譲渡所得割交付金	1,764,000	0.8	—	1,764,000	0.8
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,756,000	0.8	—	1,756,000	0.8
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	11,196,000	5.3	—	11,196,000	5.3
8. ゴルフ場利用税交付金	39,000	0.0	—	39,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	1	0.0	—	1	0.0
10. 地 方 特 例 交 付 金	863,000	0.4	—	863,000	0.4
11. 地 方 交 付 税	5,230,000	2.5	—	5,230,000	2.5
12. 交通安全対策特別交付金	45,000	0.0	—	45,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	140,739	0.1	—	140,739	0.1
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,713,396	1.8	—	3,713,396	1.8
15. 国 庫 支 出 金	43,566,181	20.8	—	43,566,181	20.8
16. 都 支 出 金	33,172,678	15.8	—	33,172,678	15.8
17. 財 産 収 入	1,070,838	0.5	—	1,070,838	0.5
18. 寄 附 金	365,529	0.2	—	365,529	0.2
19. 繰 入 金	9,279,151	4.4	—	9,279,151	4.4
20. 繰 越 金	1,000,000	0.5	—	1,000,000	0.5
21. 諸 収 入	6,333,405	3.0	—	6,333,405	3.0
22. 市 債	13,656,000	6.5	—	13,656,000	6.5
歳 入 合 計	209,638,674	100.0	0	209,638,674	100.0



○歳入予算の増減は、ありません。

2026年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

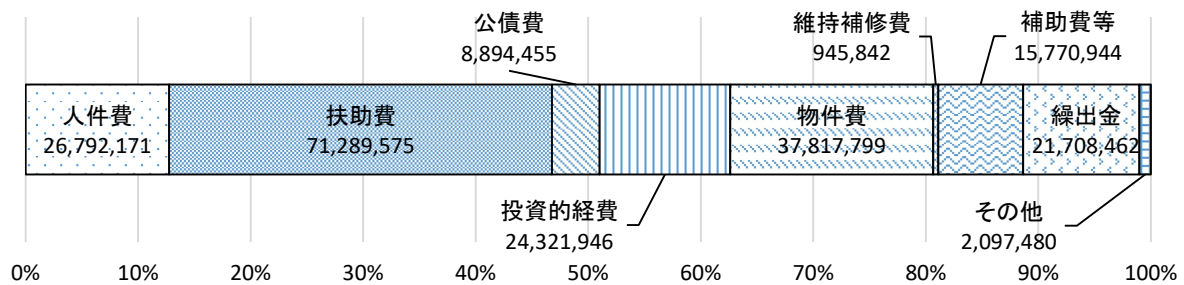
款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	670,204	0.3	—	670,204	0.3	—	—	—	—
2. 総務費	22,826,616	10.9	—	22,826,616	10.9	—	—	—	—
3. 民生費	107,803,215	51.4	—	107,803,215	51.4	—	—	—	—
4. 衛生費	16,608,552	7.9	—	16,608,552	7.9	—	—	—	—
5. 労働費	39,942	0.0	—	39,942	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	397,529	0.2	—	397,529	0.2	—	—	—	—
7. 商工費	1,123,131	0.5	—	1,123,131	0.5	—	—	—	—
8. 土木費	21,595,288	10.3	—	21,595,288	10.3	—	—	—	—
9. 消防費	5,457,922	2.6	—	5,457,922	2.6	—	—	—	—
10. 教育費	24,021,813	11.5	—	24,021,813	11.5	—	—	—	—
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,894,456	4.3	—	8,894,456	4.3	—	—	—	—
13. 予備費	200,000	0.1	—	200,000	0.1	—	—	—	—
歳出合計	209,638,674	100.0	0	209,638,674	100.0	0	0	0	0



○款 4.衛生費 収集袋購入事業費(0.8億円)、
廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金(△0.8億円)

2026年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
義務的経費	人件費	26,792,171	12.8	—	26,792,171	12.8
	職員給与費	25,912,392	12.4	—	25,912,392	12.4
	特別職給与費等	879,779	0.4	—	879,779	0.4
	扶助費	71,289,575	34.0	—	71,289,575	34.0
	公債費	8,894,455	4.2	—	8,894,455	4.2
	計	106,976,201	51.0	0	106,976,201	51.0
投資的経費		24,321,946	11.6	—	24,321,946	11.6
その他経費	物件費	37,742,622	18.0	75,177	37,817,799	18.0
	維持補修費	945,842	0.5	—	945,842	0.5
	補助費等	15,770,944	7.5	—	15,770,944	7.5
	繰出金	21,708,462	10.4	—	21,708,462	10.4
	出資金・貸付金	1	0.0	—	1	0.0
	積立金	1,972,656	0.9	△ 75,177	1,897,479	0.9
	予備費	200,000	0.1	—	200,000	0.1
	計	78,340,527	37.4	0	78,340,527	37.4
歳出合計		209,638,674	100.0	0	209,638,674	100.0



投資的経費 内訳

総務費	2,367,073	農林費	86,615	消防費	262,924
民生費	907,437	商工費	0	教育費	7,530,348
衛生費	1,002,357	土木費	12,165,186	災害復旧費	6

- 物件費 収集袋購入事業費(0.8億円)
- 積立金 廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金(△0.8億円)

令和8年度（2026年度）
9月補正予算（第3号）

9月補正予算の概要

9月補正予算では、「町田駅周辺開発推進計画」で掲げる森野住宅周辺地区の再開発を推進するため、森野住宅周辺地区内の土地を先行取得する費用を計上します。

また、（仮称）境川金森調節池上部公園整備では、東京都施工の調節池工事の延伸に伴い、公園工事の着手が2027年度となるため、工事に係る予算を減額します。

さらに、町田市民病院における安定的な医療サービスの提供を継続するため、市からの負担金・貸付金を増額します。

その他、前年度決算額の確定や6月補正以降の予算の執行状況等に合わせ、一般会計及び特別会計の事業費を補正します。

一般会計	44億2,319万5千円
特別会計	14億8,127万1千円
計	59億446万6千円

一般会計補正予算の主な内容

1 思わず出歩きたくなるまちになる

- ・ 中心市街地まちづくり推進事業 3,004万4千円
- ・ （仮称）境川金森調節池上部公園整備事業 △5億7,995万5千円

2 その他

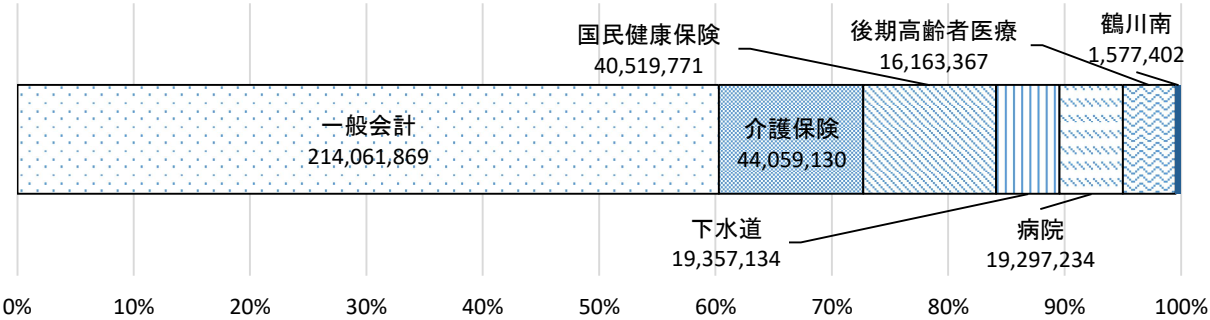
- ・ 町田市民病院経営支援事業 8億円
- ・ 財政調整基金積立金 20億8,677万6千円
- ・ 減債基金積立金 11億1,775万6千円
- ・ 国・都支出金返還金 19億3,320万3千円

特別会計の補正額

- ・ 国民健康保険事業会計 6億686万2千円
- ・ 介護保険事業会計 7億4,316万8千円
- ・ 後期高齢者医療事業会計 1億2,431万4千円
- ・ 鶴川駅南土地区画整理事業会計 590万2千円
- ・ 下水道事業会計 10万1千円
- ・ 病院事業会計 924千円

2026年度9月補正 会計別予算構成表 (千円)

区 分		補正前額		補正額	補正後額	
			構成比 (%)			構成比 (%)
一 般 会 計		209,638,674	60.0	4,423,195	214,061,869	60.3
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	39,912,909	11.4	606,862	40,519,771	11.4
	介 護 保 険 事 業 会 計	43,315,962	12.4	743,168	44,059,130	12.4
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	16,039,053	4.6	124,314	16,163,367	4.6
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	1,571,500	0.5	5,902	1,577,402	0.4
	下 水 道 事 業 会 計	19,357,033	5.6	101	19,357,134	5.5
	収 益 的	12,505,412	3.6	20,201	12,525,613	3.6
	資 本 的	6,851,621	2.0	△ 20,100	6,831,521	1.9
	病 院 事 業 会 計	19,296,310	5.5	924	19,297,234	5.4
	収 益 的	17,081,469	4.9	924	17,082,393	4.8
	資 本 的	2,214,841	0.6	0	2,214,841	0.6
	小 計	139,492,767	40.0	1,481,271	140,974,038	39.7
合 計		349,131,441	100.0	5,904,466	355,035,907	100.0

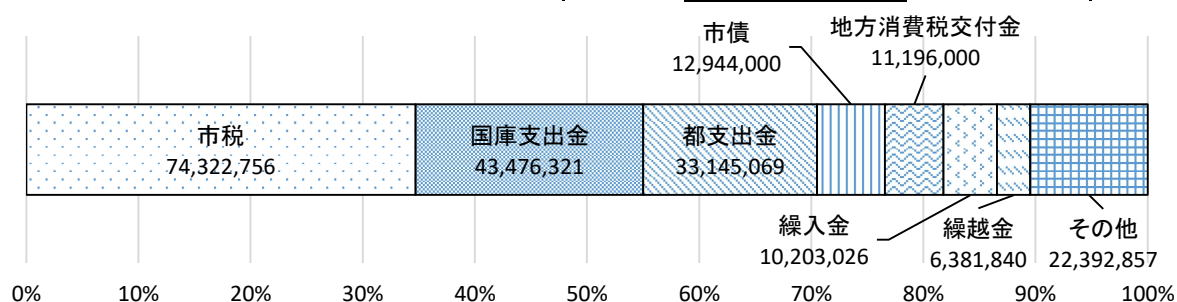


- 一般会計の補正額は44億2,319万5千円で、補正後の全会計予算総額3,550億3,590万7千円に対する一般会計の構成比は60.3%です。
- 特別会計の補正額は14億8,127万1千円で、2025年度決算の確定に伴う繰越金及び精算に伴う返還金等を計上しています。
- 病院事業会計は、借入金利子924千円を計上しています。

2026年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前額		補正額	補正後額	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	74,322,756	35.5	—	74,322,756	34.7
2. 地 方 譲 与 税	743,000	0.4	—	743,000	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	401,000	0.2	—	401,000	0.2
4. 配 当 割 交 付 金	981,000	0.5	—	981,000	0.5
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,764,000	0.8	—	1,764,000	0.8
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,756,000	0.8	—	1,756,000	0.8
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	11,196,000	5.3	—	11,196,000	5.2
8. ゴルフ場利用税交付金	39,000	0.0	—	39,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	1	0.0	—	1	0.0
10. 地 方 特 例 交 付 金	863,000	0.4	—	863,000	0.4
11. 地 方 交 付 税	5,230,000	2.5	△ 524,428	4,705,572	2.2
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,000	0.0	—	45,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	140,739	0.1	—	140,739	0.1
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,713,396	1.8	△ 813	3,712,583	1.7
15. 国 庫 支 出 金	43,566,181	20.8	△ 89,860	43,476,321	20.3
16. 都 支 出 金	33,172,678	15.8	△ 27,609	33,145,069	15.5
17. 財 産 収 入	1,070,838	0.5	7,200	1,078,038	0.5
18. 寄 附 金	365,529	0.2	—	365,529	0.2
19. 繰 入 金	9,279,151	4.4	923,875	10,203,026	4.8
20. 繰 越 金	1,000,000	0.5	5,381,840	6,381,840	3.0
21. 諸 収 入	6,333,405	3.0	△ 535,010	5,798,395	2.7
22. 市 債	13,656,000	6.5	△ 712,000	12,944,000	6.0
歳 入 合 計	209,638,674	100.0	4,423,195	214,061,869	100.0

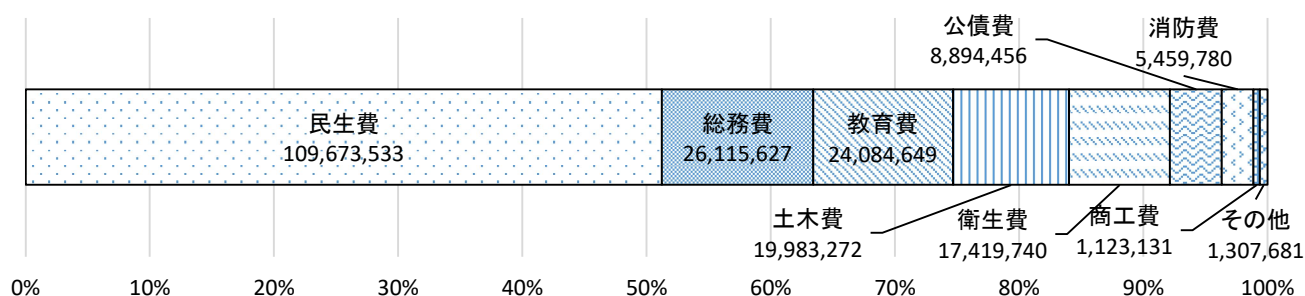


9月補正予算の主なもの

- 款11.地方交付税 普通交付税(△5.2億円)
- 款15.国庫支出金 防災・安全交付金(△2.6億円)、
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(1.2億円)、
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(0.2億円)、自立支援費負担金(0.2億円)
- 款16.都支出金 都市計画費補助金(△1.3億円)、
保育所等物価高騰緊急対策事業費補助金(0.9億円)、自立支援費負担金(9百万円)
- 款17.財産収入 土地建物貸付収入(7百万円)
- 款19.繰入金 国民健康保険事業会計繰入金(5.6億円)、介護保険事業会計繰入金(2.4億円)、
後期高齢者医療事業会計繰入金(1.0億円)、下水道事業会計繰入金(0.2億円)、
鶴川駅南土地区画整理事業会計繰入金(6百万円)
- 款20.繰越金 前年度繰越金(53.8億円)
- 款21.諸収入 道路整備事業受託収入(△2.9億円)、
境川金森調節池上部公園整備工事負担金(△2.5億円)

2026年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	670,204	0.3	—	670,204	0.3	—	—	—	—
2. 総務費	22,826,616	10.9	3,289,011	26,115,627	12.2	△ 6,157	△ 51,000	—	3,346,168
3. 民生費	107,803,215	51.4	1,870,318	109,673,533	51.2	163,015	—	—	1,707,303
4. 衛生費	16,608,552	7.9	811,188	17,419,740	8.1	—	—	—	811,188
5. 労働費	39,942	0.0	—	39,942	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	397,529	0.2	—	397,529	0.2	—	—	△ 813	813
7. 商工費	1,123,131	0.5	—	1,123,131	0.5	—	—	—	—
8. 土木費	21,595,288	10.3	△ 1,612,016	19,983,272	9.3	△ 385,500	△ 661,000	△ 714,089	148,573
9. 消防費	5,457,922	2.6	1,858	5,459,780	2.6	5,000	—	—	△ 3,142
10. 教育費	24,021,813	11.5	62,836	24,084,649	11.3	48,781	—	—	14,055
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,894,456	4.3	—	8,894,456	4.2	—	—	—	—
13. 予備費	200,000	0.1	—	200,000	0.1	—	—	—	—
歳出合計	209,638,674	100.0	4,423,195	214,061,869	100.0	△ 174,861	△ 712,000	△ 714,902	6,024,958

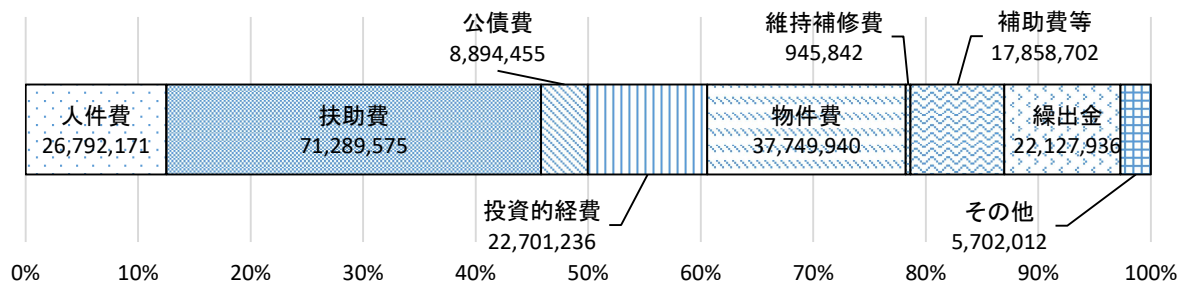


9月補正予算の主なもの

- 款 2. 総務費 財政調整基金積立金(20.9億円)、減債基金積立金(11.2億円)、国庫支出金返還金(1.7億円)、総合体育館改修事業費(△0.7億円)
- 款 3. 民生費 国・都支出金返還金(16.8億円)、保育・教育施設物価高騰対策支援金(1.4億円)、国民健康保険事業会計繰出金(0.2億円)
- 款 4. 衛生費 病院事業会計負担金(4.0億円)、町田市民病院運営資金貸付金(4.0億円)、国・都支出金返還金(0.8億円)
- 款 8. 土木費 スポーツをする場の環境整備事業費(△5.8億円)、都計道3・4・19(矢部)築造事業費(△5.5億円)、鶴川駅南口アクセス道路整備事業費(△4.6億円)、都計道3・4・49(相原町)築造事業費(△0.7億円)、中心市街地開発推進費(0.3億円)
- 款 10. 教育費 スポーツ施設修繕負担金(0.1億円)

2026年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
義務的経費	人件費	26,792,171	12.8	—	26,792,171	12.5
	職員給与費	25,912,392	12.4	—	25,912,392	12.1
	特別職給与費等	879,779	0.4	—	879,779	0.4
	扶助費	71,289,575	34.0	—	71,289,575	33.3
	公債費	8,894,455	4.2	—	8,894,455	4.2
	計	106,976,201	51.0	0	106,976,201	50.0
投資的経費		24,321,946	11.6	△ 1,620,710	22,701,236	10.6
その他経費	物件費	37,817,799	18.0	△ 67,859	37,749,940	17.6
	維持補修費	945,842	0.5	—	945,842	0.4
	補助費等	15,770,944	7.5	2,087,758	17,858,702	8.4
	繰出金	21,708,462	10.4	419,474	22,127,936	10.3
	出資金・貸付金	1	0.0	400,000	400,001	0.2
	積立金	1,897,479	0.9	3,204,532	5,102,011	2.4
	予備費	200,000	0.1	—	200,000	0.1
	計	78,340,527	37.4	6,043,905	84,384,432	39.4
歳出合計		209,638,674	100.0	4,423,195	214,061,869	100.0



投資的経費 内訳

総務費	2,367,073	農林費	86,615	消防費	262,924
民生費	910,393	商工費	0	教育費	7,530,348
衛生費	1,002,357	土木費	10,541,520	災害復旧費	6

9月補正予算の主なもの

- 投資的経費 スポーツをする場の環境整備事業費(△5.8億円)、
都計道3・4・19(矢部)築造事業費(△5.5億円)、
鶴川駅南口アクセス道路整備事業費(△4.6億円)、
都計道3・4・49(相原町)築造事業費(△0.7億円)、中心市街地開発推進事業費(0.3億円)
- 物件費 総合体育館改修事業費(△0.7億円)
- 補助費等 国・都支出金返還金(19.3億円)、保育・教育施設物価高騰対策支援金(1.4億円)、
スポーツ施設修繕負担金(0.1億円)
- 繰出金 病院事業会計負担金(4.0億円)、国民健康保険事業会計繰出金(0.2億円)
- 貸付金 町田市民病院運営資金貸付金(4.0億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(20.9億円)、減債基金積立金(11.2億円)

件 名	中心市街地まちづくり推進事業					
予算額（単位:千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
30,044		0	0	0	0	30,044
【事業の背景・目的】						
「町田駅周辺開発推進計画」で掲げる、これからも多くの人々に”町田に行ってみよう、町田で集まろう”と思ってもらえるまちであり続けるために、多摩都市モノレールの新たな起終点ともなる町田駅周辺の再開発を推進し、これからも賑わいと交流が生まれ続けるまちづくりを目指します。 特に、森野住宅周辺地区は「町田駅周辺開発をけん引するリーディングエリア」に位置付けており、同地区の開発を強力に推進していく必要があります。 しかしながら、森野住宅周辺地区内では、複数の不動産取引が行われ、宅地開発や建物の更新が進んでいます。 こうした状況を鑑み、森野住宅周辺地区の再開発を推進するため、森野住宅周辺地区内の土地を先行取得いたします。						
【事業の内容】						
森野住宅周辺地区内の地権者から市へ不動産の売却要望があったため、事業用地として、土地を先行取得します。						
【取得する不動産】						
地 番:森野一丁目 1084 番 24(土地及び建物)、25(土地) 土地面積:72.75 m² 解体建物面積:29.74 m²						
【事業費】						
土地取得費				27,171 千円		
建物解体費				2,873 千円		

件 名	(仮称) 境川金森調節池上部公園整備事業					
予算額 (単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
△579,955		0	0	△244,000	△328,800	△7,155

【事業の背景・目的】

現在、東京都が境川水系治水対策の一環として、旧西田スポーツ広場の地下に約 15 万^m貯留できる調節池を整備しています。

この整備に合わせ、市では「町田市スポーツ推進計画 19-28」に基づき、市民の誰もがスポーツに親しめる環境を創出する取組として、境川金森調節池上部を公園として整備します。

東京都施工の調節池工事の工期延伸に伴い、公園整備の工期を変更する必要が生じたため、2026 年度予算から公園の工事に係るものを減額するとともに、債務負担行為の期間を変更します。



【事業の内容】

- ・予定地: 金森 6 丁目 1407
- ・面積: 約 15,000 ^m
- ・整備内容: 多目的グラウンド(軟式野球、ソフトボール、サッカー、フットサル、グラウンドゴルフ)、広場、駐車場、トイレ等

【スケジュール】

<変更前>

(仮称) 境川金森 調節池上部 公園整備	2026年度				2027年度				2028年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
	調節池躯体・越流堤工事等(東京都)								●供用開始(4月)			
	トイレ実施設計				トイレ整備工事							
	●発注 ●仮契約				公園整備工事							

<変更後>

(仮称) 境川金森 調節池上部 公園整備	2026年度				2027年度				2028年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
	調節池躯体・越流堤工事等(東京都)											
	トイレ実施設計							トイレ整備工事				●供用開始(1月)
				●発注	●仮契約	公園整備工事						

【事業費】

境川金森調節池上部公園整備工事費 △579,955 千円
 (2026～2028 年度債務負担行為事業 総事業費 1,449,886 千円))

【主な特定財源】

都市計画事業債 △244,000 千円
 境川金森調節池上部公園整備(原状復旧)工事負担金 △253,800 千円

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 神谷	電話	724-4397
------	------------------	----	----------

件 名	町田市民病院経営支援事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
800,000		0	0	0	0	800,000

【事業の背景・目的】

町田市民病院では、「第4次中期経営計画(2022年度～2026年度)」(以下、「計画」という。)に基づき地域から必要とされる救急医療、小児・周産期医療などの政策的医療を担い、質の高い医療の提供と経営の健全化に向けた取り組みを推進しています。本計画では2022年度から2026年度までの5年間の財政見通しを策定し、各年度における病床利用率を設定しています。

2026年度の市民病院事業会計における当初予算編成では、財政見通しにおける2026年度の計画値を基に入院収益を計上しています。しかしながら、コロナ禍以降の受診行動の変化や医療技術の進歩による入院期間の短縮化などから病床利用率はコロナ前の水準に回復しておらず、2025年度実績の病床利用率(70.9%)と比較して2026年度第1四半期実績の病床利用率(75.6%)は上昇しているものの計画値を下回っている状況です。

直近の実績を踏まえた結果、2026年度の入院収益は当初予算から10.7億円ほどの減額を見込んでいます。一方で、2026年度の診療報酬改定等による影響額は、当初予算における見込額よりも2.7億円ほど増加することが想定されることから、2026年度の入院収益としては、当初予算から8億円ほど減額となる見込みです。これらの状況を踏まえ、町田市民病院が安定的に医療サービスを提供し続けられるよう、市として必要な支援をします。

【事業の内容】

- 救急医療等の政策的医療にかかる人件費や材料費等が第4次中期経営計画策定時から増加している状況を踏まえ、一般会計繰出金を4億円増額します。

	当初予算	9月補正額	9月補正後
収益的収支(3条)	1,100,000 千円	181,200 千円	1,281,200 千円
資本的収支(4条)	150,000 千円	218,800 千円	368,800 千円
基準外(ふるさと納税分)	7,103 千円	—	7,103 千円
合計	1,257,103 千円	400,000 千円	1,657,103 千円

- 資金不足に対する経営支援のため、長期貸付を行います。

- 貸付金額：400,000 千円
- 貸付期間：2026年12月～2037年3月
- 貸付金利：0.739%
- 据置期間：2026年12月～2032年3月
- 償還方法：元利均等、年賦償還

【事業費】

病院事業会計負担金	400,000 千円
町田市民病院運営資金貸付金	400,000 千円

問合せ先	保健所 保健総務課長 堀 町田市民病院 事務部 経営企画室長 松永	電話	724-4241 722-4699
------	--------------------------------------	----	----------------------

議案概要

議案名	第 7 4 号議案 町田市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 地方自治法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 地方自治法施行規則から引用する条番号を改めます。			
改正前		改正後	
規則第 19 条第 1 項第 1 号へ		規則第 18 条の 3 第 1 項第 6 号	
規則第 19 条第 1 項第 1 号ト		規則第 18 条の 3 第 1 項第 7 号	
○ 2026 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ○ 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）			
問合せ先	市民部 市民協働推進課長 磯崎	電話	724-4358

議案概要

議案名	第 7 5 号議案 町田市印鑑条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 自動交付機及び電子申請による印鑑登録証明書の取得について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用に関する規定を加えます。 ○ 公布の日から施行します。			
【関係法令】 ○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号） ○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号） ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）			
【補足説明】 ○ 法改正により、従来の在留カード及び特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書が発行できるようになりました。 ○ 特定在留カード及び特定特別永住者証明書は、マイナンバーカードと同じ機能を有しており、オンラインによる行政手続等に利用することができます。			
問合せ先	市民部 市民課長 黒澤	電話	724-4225

議案概要

議案名	第 7 6 号議案 町田市市民農園条例を廃止する条例		
【議案提出の目的】			
農地の使用貸借契約の満了に伴い、市民農園を閉園するため、本条例を廃止するものです。			
【議案の内容】			
○ 2027 年 1 月 31 日をもって、町田市金森市民農園を閉園します。			
○ 2027 年 2 月 1 日から施行します。			
【施設の概要】			
名 称	町田市金森市民農園		
所 在 地	金森東二丁目 1, 017 番地		
開 設 年	1995 年		
面 積	2, 254 m ²		
区 画 数	30 m ² : 43 区画 20 m ² : 6 区画		
付 帯 施 設	休憩室、トイレ、農具倉庫		

議案概要

議案名	第 7 7 号議案 町田市七国山ファーマーズセンター条例を廃止する条例		
【議案提出の目的】 施設の老朽化等に伴い、町田市七国山ファーマーズセンターを閉館するため、本条例を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 2027 年 3 月 31 日をもって、町田市七国山ファーマーズセンターを閉館します。 ○ 2027 年 4 月 1 日から施行します。			
【施設の概要】			
施 設 名 称	町田市七国山ファーマーズセンター		
所 在 地	町田市野津田町 3, 497 番地 1		
開 設 年	1993 年		
登 記 地 積	1, 272. 00 m ²		
延 床 面 積	326. 16 m ²		
構 造	木造 2 階建て		
設 備	1 階：事務室、休憩室、農機具保管庫、トイレほか 2 階：講習室、展示ホール、控室		

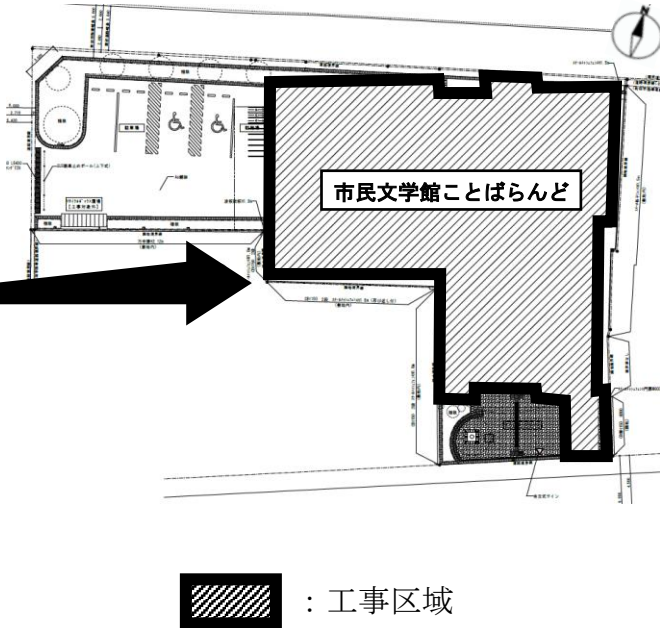
議案概要

議案名	第 7 8 号議案 町田市景観条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
景観法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 景観法から引用する項・号の番号及び団体名称を改めます。			
改正前		改正後	
法第 16 条第 7 項第 11 号		法第 16 条第 8 項第 12 号	
景観整備機構		景観整備推進法人	
○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日（2026 年 11 月 26 日までの日）から施行します。			
【関係法令】			
○ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）			
【補足説明】			
○ 「景観整備機構」とは、良好な景観の形成を図ることを目的とするものとして、景観法に基づき市長等の指定を受けた団体です。同法の改正により民間会社の参入が可能となり、名称が「景観整備推進法人」に改められます。			

議案概要

議案名	第 7 9 号議案 東京都市公平委員会共同設置規約の変更について		
【議案提出の目的】 東京都市公平委員会を共同設置する団体が名称変更したことに伴い、東京都市公平委員会共同設置規約を変更するため、提出するものです。			
【議案の内容】 ○ 東京都市公平委員会の共同設置団体である「東京都六市競艇事業組合」が「東京都六市ボートレース事業組合」に、「東京都四市競艇事業組合」が「東京都四市ボートレース事業組合」に名称変更したことに伴い、東京都市公平委員会共同設置規約を変更します。			
【関係法令】 ○ 地方自治法第 252 条の 2 の 2 及び同法第 252 条の 7			
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木	電話	724-2199

議案概要

議案名	第 8 0 号議案 市民文学館ことばらんど機械設備改修工事請負契約												
【議案提出の目的】 市民文学館ことばらんの老朽化した機械設備の改修を行うため、工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 機械設備改修工事（空気調和設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事、給水設備工事、給湯設備工事、内装改修工事ほか）  工事区域  市民文学館ことばらんど ：工事区域													
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 <table><tr><td>○ 契約目的</td><td>市民文学館ことばらんど機械設備改修工事</td></tr><tr><td>○ 契約方法</td><td>条件付一般競争入札</td></tr><tr><td>○ 契約金額</td><td>176,523,160 円</td></tr><tr><td>○ 契約相手方</td><td>株式会社町田工業 代表取締役 吉木 拓也 東京都町田市森野四丁目 15 番 8 号</td></tr><tr><td>○ 工 期</td><td>契約開始日から 2027 年 12 月 28 日まで</td></tr></table>				○ 契約目的	市民文学館ことばらんど機械設備改修工事	○ 契約方法	条件付一般競争入札	○ 契約金額	176,523,160 円	○ 契約相手方	株式会社町田工業 代表取締役 吉木 拓也 東京都町田市森野四丁目 15 番 8 号	○ 工 期	契約開始日から 2027 年 12 月 28 日まで
○ 契約目的	市民文学館ことばらんど機械設備改修工事												
○ 契約方法	条件付一般競争入札												
○ 契約金額	176,523,160 円												
○ 契約相手方	株式会社町田工業 代表取締役 吉木 拓也 東京都町田市森野四丁目 15 番 8 号												
○ 工 期	契約開始日から 2027 年 12 月 28 日まで												
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 生涯学習部 図書館 市民文学館担当課長 菊地原	電話	724-2523 724-1293 739-3420										

議案概要

議案名	第 8 1 号議案 鶴川駅南北自由通路昇降設備等整備工事請負契約		
【議案提出の目的】 鶴川駅周辺再整備事業に伴い、円滑な通行と交通の安全を確保するために工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 ・階段 2 箇所、エレベーター 1 基、エスカレーター 4 基 シェルター 一式、橋面舗装工 487 m² ＜完成平面図＞ 工事区域			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 ○ 契約目的 ○ 契約方法 ○ 契約金額 ○ 契約相手方 ○ 工 期			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 道路部 道路整備課長 込山	電話	724-2523 724-1125

議案概要

議案名		第 8 2 号議案 町田市立町田第五小学校ほか 10 校給食室空気調和設備設置工事（設計施工一括発注方式）請負契約	
【議案提出の目的】 市立小学校 11 校の給食室に冷房設備を設置するため、工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 空気調和設備の設計及び工事 一式 （空気調和設備工事、電気設備工事、建築工事） ○ 工事対象の小学校 町田市立町田第五小学校 町田市立南大谷小学校 町田市立藤の台小学校 町田市立南第三小学校 町田市立つくし野小学校 町田市立鶴川中央小学校 町田市立大蔵小学校 町田市立忠生小学校 町田市立小山田小学校 町田市立木曽境川小学校 町田市立小山小学校			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 町田市立町田第五小学校ほか 10 校給食室空気調和設備設置工事（設計施工一括発注方式） ○ 契 約 方 法 公募型プロポーザルによる随意契約 ○ 契 約 金 額 385,000,000 円 ○ 契約相手方 シー・エイチ・シー・システム株式会社 代表取締役 渋谷 俊彦 東京都町田市中町一丁目 25 番 9 号 ○ 工 期 契約開始日から 2028 年 3 月 17 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2523 724-1293 724-2177

議案概要

議案名	第 8 3 号議案 小山市民センター電気設備改修工事請負契約の変更契約				
【議案提出の目的】 物価の変動に対する工事請負契約約款第 26 条第 6 項(インフレスライド条項)の規定、及び工事仕様の変更に基づく請負代金の変更に伴い、契約金額の変更契約を締結するものです。					
【議案の内容】 ○ 契約金額の変更 ・ 契約金額を 186, 338, 900 円から 210, 716, 000 円に変更します。(24, 377, 100 円増)。 ○ 変更の理由 ①受注者から工事請負契約約款第 26 条第 6 項の規定に基づく契約金額の変更請求(インフレスライド条項)を受けたため。 ②発電機設備の改修方法(オーバーホールから更新へ)、及び不具合が判明したホール高天井の照明設備の改修に用いる作業用足場の仕様等を変更する必要性が生じたため。					
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号(契約の締結) ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項(議決に付すべき契約の基準) ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条(議決に付すべき契約)					
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 小山市民センター電気設備改修工事 ○ 契 約 方 法 条件付一般競争入札 ○ 契 約 金 額 変更前の金額 186, 338, 900 円 変更後の金額 210, 716, 000 円 ○ 契約相手方 株式会社電巧舎 代表取締役 尾辻 寛(おつじ ひろし) 東京都町田市玉川学園二丁目 6 番 6 号					
【経緯】 ○ 本件契約の経緯は以下の通りです。					
履歴	議決	工期	契約金額(円)	議決額との差額(円)	専決処分の上限(円)
当初契約	2025/9/30	～2027/2/26	186, 338, 900	—	—
第 1 回変更		〃	210, 716, 000	24, 377, 100	18, 633, 890
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 市民部 小山市民センター長 田中			電話	724-2523 724-1293 798-1927

議案概要

議案名	第 8 4 号議案 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法		
【議案提出の目的】 住所をわかりやすくするため、森野六丁目地区について、住居表示実施区域及びその方法を定めるものです。			
【議案の内容】 ○ 住居表示を実施する市街地の区域：森野六丁目地区（約 22.9ha） ○ 住居表示の方法：街区方式 ※街区方式：道路、線路や水路などの恒久的施設などで区画された地域につける街区符号及び当該街区内にある建物その他の工作物につける住居番号で表示する方法			
【議案の法的根拠】 ○ 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項（住居表示の実施手続） 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。			
住居表示を実施する市街地の区域図 			
【今後の予定】 2027 年 4 月に街区符号、住居番号を告示し、同年 7 月に住居表示の実施を予定しています。			
問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 平野	電話	724-4254

議案概要

議案名	第 8 5 号議案 市道路線の認定について		
【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路を市道として認定するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田 944 号線その他合計 7 路線 総延長 317mを市道として認定します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項（市道路線の認定）			
議案名	第 8 6 号議案 市道路線の廃止について		
【議案提出の目的】 道路として機能のない路線等を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 忠生 190 号線その他合計 5 路線 総延長 444mの市道を廃止します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)			
問合せ先	道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 江口	電話	724-1154

議案概要

議案名	第 8 7 号議案 町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館（図書館運営業務を除く。）を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名) 一般財団法人町田市文化・国際交流財団			
理事長 高橋 豊			
東京都町田市森野二丁目 2 番 36 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		町田市民ホール	
所 在 地		町田市森野二丁目 2 番 36 号	
開設年月		1978 年 10 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 4 階建て	
施設面積		4, 290 m ²	
建物面積		6, 651. 02 m ² （延床面積）	
主要施設		ホール、会議室、練習室、ギャラリー、レストラン	
名 称		町田市鶴川緑の交流館（ネーミングライツ愛称名：和光大学ポプリホール鶴川）	
所 在 地		町田市能ヶ谷一丁目 2 番 1 号	
開設年月		2012 年 10 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上 4 階地下 2 階建て	
建物面積		5, 979. 36 m ² （延床面積）	
主要施設		ホール、練習室、多目的室、会議室、エクササイズルーム、交流スペース、カフェ、自転車駐車場、原動機付自転車等駐車場、町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務は除く。）	
○ 指定管理者が行う主な業務			
(各施設共通)			
・各施設の維持管理に関すること			
(町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館ホール等のみ)			
・各施設の利用に関すること			
・演劇、音楽その他の芸術文化及び市民文化の向上に関すること			
○ 指定の期間			
2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの 5 年間			
※ 本件は、町田市指定管理者制度ガイドラインの非公募要件「障がい者・高齢者支援、市民協働等の市の施策推進の観点から、特定の団体が施設の管理運営を行うことが適当と認められる場合」に該当。			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市民ホール条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
○ 町田市鶴川緑の交流館条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
○ 町田市立図書館条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	文化スポーツ振興部 文化振興課長 山田 生涯学習部 図書館長 本郷		電話 724-2184 728-8220

議案概要

議案名	第 8 8 号議案 町田市立室内プールの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
町田市立室内プールを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名)		株式会社協栄・東京体育機器株式会社共同事業体	
(代表団体)		株式会社協栄	
		代表取締役 山田 賢治	
		東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 13 番 9 号	
(その他の構成団体) 東京体育機器株式会社			
○ 公の施設の概要			
名 称	町田市立室内プール		
所 在 地	町田市凶師町 199 番地 1		
開設年月	室内プール棟	1989 年 10 月	
	温 浴 施 設 棟	2022 年 4 月	
建物構造	室内プール棟	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建て	
	温 浴 施 設 棟	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 3 階建て	
施設面積	22,740.41 m ²		
建物面積	室内プール棟	8,344.07 m ² (延床面積)	
	温 浴 施 設 棟	1,890.60 m ² (延床面積)	
主要施設	室内プール棟	50mプール（日本水泳連盟公認）、25mプール、幼児用プール、トレーニング室、会議室、事務室等	
	温 浴 施 設 棟	浴室、サウナ、脱衣所、フリースペース・キッズスペース、休憩室、多目的室等	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・町田市立室内プールの維持管理に関する業務			
・町田市立室内プールの運営に関する業務			
○ 指定の期間			
2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市スポーツ施設条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 間宮		電話 724-4036

議案概要

議案名	第 8 9 号議案 木曽子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
木曽子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 町田支店			
支店長 扶蕪 文重 (ふそ ふみえ)			
東京都町田市本町田 1872 番 1 号			
○ 公の施設の概要			
名 称	木曽子どもクラブ		
所 在 地	町田市木曽東一丁目 6 番 40 号		
開設年月	2018 年 1 月		
建物構造	軽量鉄骨造 2 階建て		
建物面積	471. 51 m ² (延床面積)		
主要施設	遊戯室、集会室、乳幼児室、事務室等		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・ 子どもクラブの使用の承認等に関する業務			
・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			

議案概要

議案名	第 9 0 号議案 町田市立鶴川駅前図書館の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務に限る。）を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 （指定管理者名） 久美堂・ヴィアックス共同事業体 （代表団体） 株式会社久美堂 代表取締役 井之上 健浩（いのうえ たけひろ） 東京都町田市原町田六丁目 11 番 10 号 （その他の構成団体） 株式会社 ヴィアックス			
○ 公の施設の概要			
名 称		町田市立鶴川駅前図書館	
所 在 地		町田市能ヶ谷一丁目 2 番 1 号	
開設年月		2012 年 10 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上 4 階地下 2 階建ての 2 階部分	
建物面積		1,332.07 m ² （延床面積）	
主要施設		館内フロア各コーナー、予約受取コーナー、おはなしのへや、サービスカウンター、書庫、事務室、給湯室、対面朗読室、休憩室、更衣室、トイレ、返却ポスト等	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 図書資料の収集、整理及び保存に関する業務 ・ 個人貸出し、団体貸出し及び閲覧に関する業務			
○ 指定の期間 ・ 2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 3 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市立図書館条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	生涯学習部 図書館長 本郷		電話 728-8220



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は210円です（職員人件費を含みます）。